（じん肺法施行規則の一部改正）

第五条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第三十三条―第三十八条） 附則 **第三十条から第三十二条まで**　削除 （指針の公表） **第三十三条**　法第三十五条の三第三項の規定による指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第三十四条―第三十八条） 附則 **第三十条から第三十三条まで**　削除 （新設）

（労働安全衛生規則の一部改正）

第六条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一編　通則 第一章～第八章　（略） 第九章　監督等（第八十五条―第九十八条の四） 第十章　（略） 第二編～第四編　（略） 附則 （産業医の選任等） **第十三条**　（略） 2・3　（略） 4　事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。 （産業医及び産業歯科医の職務等） **第十四条**　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。 一　（略） 二　法第六十六条の八第一項及び第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 三～九　（略） 2～6　（略） 7　産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。	目次 第一編　通則 第一章～第八章　（略） 第九章　監督等（第八十五条―第九十八条の三） 第十章　（略） 第二編～第四編　（略） 附則 （産業医の選任） **第十三条**　（略） 2・3　（略） （新設） （産業医及び産業歯科医の職務等） **第十四条**　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。 一　（略） 二　法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 三～九　（略） 2～6　（略） （新設）